

岩手県告示第407号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（平成25年岩手県告示第343号）で公示した公共測量を終了した旨北上市長から次のとおり通知があった。

平成25年5月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 北上市新穀町一丁目地内ほか
- 2 実施した期間 平成25年4月1日から同年5月1日まで
- 3 実施した公共測量の種類 公共測量（街区基準点の移転）